

令和6年度 石川県特定最低賃金専門部会
第1回 百貨店部会 議事録

開催日時		令和6年10月10日 木曜日 15時25分～16時55分		
開催場所		金沢駅西合同庁舎2階 共用2会議室		
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	田中 英男
	労働者代表委員	京堂 陽	酒井 努	増田 明朗
	使用者代表委員	石野 弘幸	橋本 政人	山下 修平
	欠席委員			
	事務局	細貝労働基準部長	石間補佐	
植田労働基準監督官		春名賃金調査員		
次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 部会長、部会長代理の選任について</p> <p>(2) 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について</p> <p>(3) 資料説明</p> <p>(4) 改正金額について</p> <p>(5) その他</p> <p>3 閉会</p>			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 			

に周知に等々努めてまいりたいと思います。

さて、本日は県の最低賃金とまた別に、業種別の特定最低賃金、百貨店部会ということでございまして、この特定最低賃金の特性についてまた後ほど事務局から説明をさせていただきますが、県の最低賃金とは違って、労使の皆様がこの水準がいいのではないかと、その水準に合わせることによって、業界が発展していくことに資するのではないかという労使の皆様が主導してご協議をされると、こういうことが大きく違うところかとかこういうふうに思います。そういったことも皆さんご案内のとおりだと思いますが、改めてご念頭においていただきつつ、ご審議にご協力を賜ればと思いますし、事務局としても尽力をしてみたいと思います。

お忙しい中ですが、皆様方ご協力どうぞよろしくお願いいたします

【事務局】補佐

次に、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日は、労働者代表の京堂委員から欠席のご連絡をいただいております。現在、9名中8名のご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題（1）の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとっています。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

- 【事務局】補佐 異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。
- 去る、7月11日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますので、ご報告いたします。部会長木村委員、部会長代理田中委員でございますが、いかがでしょうか。
- 【各側委員】 異議なし。
- 【事務局】補佐 異議なしとのことですので、ご推挙いただいたとおりの、部会長及び部会長代理が選任されました。
- それでは、この後の議事進行について、木村部会長よろしく願いいたします。
- 【木村部会長】 部会長に選任されました木村でございます。円滑な審議に努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私木村が行います。労働者側は酒井委員、使用者側は橋本委員をお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議題の(2)に移りますが、石川県特定最低賃金専門部会運営規程を確認しておきます。配付資料の資料①の4ページに、石川県特定最低賃金専門部会運営規程がありますが、この内容どおりご確認いただくということよろしいですか。
- 【各側委員】 異議なし。
- 【木村部会長】 異議なしということですので、お手元の運営規程どおり、専門部会を運営していくこととします。
- 次に、改正金額の発効日についてですが、昨年度は12月31日にしま

したが、本年度も 12 月 31 日にするという方向で審議を進めることでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村部会長】 それでは、改正金額の発効日は 12 月 31 日にすることといたします。次に配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 補佐 それでは、資料②からご覧ください。

こちらには、特定最低賃金改正申出書の写しと疎明資料、その後、事務局によります申出要件審査の結果をお付けしております。また、改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しもお付けしております。

今年度は、5 つの特賃産業について改正の申し出がございまして、いずれの申出も形式要件を満たしてはございましたが、先に開催されました石川地方最低賃金審議会におきまして、うち 4 つの産業について「改正の必要性あり」となりまして、石川労働局長から石川地方最低賃金審議会長へ、改正の諮問がなされております。

次に、資料③をご覧ください。最初の項目「特定最低賃金についての基本的な考え方」につきましては、後程、ご説明をさせていただきます。

2 番目以降でございますが、今般、ご審議いただきます産業についての「全国の特定最低賃金の決定状況」、及び「石川県における特定最低賃金の審議状況の推移」をお付けしております。

4 番目の資料としましては、特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしております。この一覧表からは、本年年末の改正発効とするには、10 月末までに答申をしていただく必要があることをご確認いただけます。

5 番目の資料、「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱い」についてでございます。特定産業別最低賃金の件名については、主に日本標準産業分類で表示されておりますが、昨年 6 月に産業分類の改

定が告示され、令和6年4月1日から施行されました。資料の中段には、全国で設定されている特定最低賃金において、今般の産業分類改定の影響を受ける主な産業の新旧対照表をお示ししております。

このうち、中分類が56「各種商品小売業」では、小分類561の「百貨店、(カンマ)総合スーパー」青文字部分については、新しくなりまして小分類561の「百貨店」と、小分類562の「総合スーパーマーケット」赤文字部分でございます。この2つの項目に分割されそれぞれ新設されるとなったことがご確認いただけると思います。

石川県で設定されている特定産業別最低賃金において、今般の産業分類改定の影響を受ける特定最低賃金は、「百貨店、(カンマ)総合スーパー最低賃金」となります。今年度においても、「百貨店、(カンマ)総合スーパー最低賃金」の改正申出があり、受付時に、資料下段の項目3朱書きのとおり、適用対象業種の範囲については変更のない旨を確認させていただいております。したがって、「百貨店、(カンマ)総合スーパー最低賃金」を改正決定する際には、こちらの件名について、次ページの資料で説明していますように、「,(カンマ)」ではなく、2つの産業名称を「とう点」で仕切り、「百貨店、(とう点)総合スーパーマーケット最低賃金」への件名修正をさせていただくこととしております。

続いて、資料④にうつります。令和6年度の最低賃金に関する基礎調査報告書について御説明いたします。

本調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30未満の事業所、及び特定最低賃金適用産業の事業所から1,969件をランダムに抽出し、本年5月中旬から7月上旬にかけて当該調査を実施し、回収率は49.5%975件でございました。この調査結果のうち、特定最低賃金に関するものをまとめたのが、資料④となります。

総括表の見方について、簡単にご説明いたします。総括表はA3サイズの4枚で1組となっています。総括表の左端に「時間当たり所定内賃金(3手当を除く)」とございますが、これは、実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる基本給1

時間当たりの金額であり、同金額以下の労働者数と構成比が右欄に記されています。併せて、規模別や県内に4か所ある労働基準監督署の管轄地域別、年齢別の内訳も記されています。この総括表を基に「最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係表」を作成しております。

最低賃金の改正に際し、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが当該関係表に記載されている影響率となります。次葉以降は、該当労働者の分布グラフとなります。

これらの調査結果について、今後の審議でのご参考としていただければ幸いです。

【事務局】 監督官

続いて、別冊1についてご説明いたします。別冊1をご覧ください。1ページからは北陸財務局から本年9月30日に発表された北陸経済調査です。管内経済の状況は、前回8月判断を据え置き、総括判断は、8月と同様、令和6年能登半島地震の影響は残るものの、復旧・復興需要や北陸新幹線の敦賀延長効果等もみられることなどから、持ち直しつつある。とされています。

2ページから百貨店に関する情報についてご説明いたします。管内の経済状況は前回8月判断を据え置き総括判断は8月と同様令和6年能登半島地震の影響は残るものの復旧復興需要や北陸新幹線の敦賀延長効果等も見られることなどから持ち直しつつあるとされています。2ページから百貨店に関する情報について説明いたします。個人消費の全体評価は百貨店スーパー販売やホームセンター販売が持ち直しているほか、温泉地や観光地でも客数の回復が進んでいることなどから全体では持ち直しているとされています。

また、7月の百貨店スーパー販売について、百貨店販売については、飲食料品の動きが鈍いもの的高額品等に動きが見られることから、前年を上回っている。スーパー販売については、飲食料品の動きがやや落ち着いていることなどから、平年前年並みとなっている。以上を踏まえる

と、百貨店スーパー販売について持ち直しているとされています。なお、この資料で言うスーパーとはあらゆるスーパーを含みますが、本部会で言う、百貨店総合スーパーとは若干定義が異なりますので、ご注意ください。次に 14 ページからは日本銀行金沢支店が 9 月 11 日に発表した北陸の金融経済月報です。

全体判断は 2024 年 5 月以来の引き上げとなり、一部に能登半島地震の影響が見られるものの、緩やかに回復しつつあるとされています。次に 21 ページからは石川労働局職業安定部職業安定課が 10 月 1 日に発表した 8 月の雇用失業情勢です。基調判断として、県内の雇用情勢は全体として求人が求職を上回って推移しているものの、令和 6 年能登半島地震の影響により、一部地域に弱さが見られるとされています。

なお、有効求人倍率は 1.49 倍となり前月比 0.02 ポイント 2 ヶ月連続で上昇しております。最後に 39 ページからは主要データ集をお付けしております。

今後の審議の参考にさせていただければと思います。

【木村部会長】

ただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。ご質問がないようですので、次に移ります。

次に具体的な金額等について、労使双方からこの場所でお聞きしたいと思いますが、その前に、特定最低賃金の基本的な考え方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】補佐

資料③にお戻りください。資料③ 1 ページ、特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方、こちらでございます。

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の観点からその産業の年齢、業務などの条件で労働者の一部を除外した基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされているものです。

したがって、特定（産業別）最低賃金の金額は、関係労使の自主性を

尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第 15 条の規定の手続による関係労使の申出を受けて、都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要との意見が出された場合に、同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正されるものです。

これは、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもので、法令上、特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、労使各側のコンセンサスのもと、特定最低賃金が設定されるべきであるという考え方によるものです。

地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき、調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定産業別最低賃金は労使主導型といえます。

必要性があるとして改正審議に入った後、その審議内容においても、平成 14 年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することと明示されております。

なお、今般ご審議いただきます改正金額は、現行の百貨店の特定最低賃金が 950 円でございますが、先般石川県最低賃金が 984 円となりましたのでこちらよりも 1 円以上引き上げた 985 円以上且つ、今般の申し出のございました労働協約の最も低い額が改正金額の上限となりますのでご留意いただきたいと思います。

【木村部会長】

確認ですけど、985 円から 1,000 円の間っていう理解でよろしいですか。

【事務局】 補佐

今般、百貨店の方でいただきました申出書の疎明資料の中では労働協約が複数ある中の最下限、こちらが 1,000 円となっておりまして、そちらが今般ご審議いただきます金額の上限値となるという趣旨でござ

います。

【木村部会長】

ただ今、事務局から説明のありました考え方の趣旨をご理解いただき、今後の審議をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

【酒井委員】

UA ゼンセンの酒井です。労働者側からの主張ということでお話しさせていただきますが、まず初めに、先ほど確認もされておりますが、ここは業界全体の発展のためにどうするかというのを公労使で話し合う場ということ、まずはこの全員で共有したいなというふうに思っております。そして、先ほど百貨店総合スーパーの特定最低賃金が、今 950 円という中で、地賃の方が、984 円になったということがございました。その中で、連合で報告されている都道府県別のリビングウエイジによりますと、石川県は時給換算で 1,140 円ということで、156 円の開きがあるということで、まだまだ十分な賃金水準じゃないという状況だということと言えます。

ただ、今ここで話し合うものはですね、セーフティネットとしての地域別最低賃金ではなくて、特定最低賃金だということでございまして、特定最低賃金というのは、特定産業の公正競争と特定産業の優位性を確保するということを目的に協議していく場ということでございます。特定産業で働く労働者が、責任と誇りを持って仕事に励み、それによって公正で健全に発展をするという、共通認識の下で、これまでも議論が重ねられてきたということで、認識しておりますし、これからも業界全体の発展のために、労使共通で叶えていくということはどうすればいいかということ、皆さんで話し合っていきたいかなということと考えておりますので、今回も全会一致での結審を目指していきたいということ、まず考えているということをお話しさせていただきます。取り巻く環境ということでお話しさせていただきますが、今年の春の賃上げ交渉については、連合が取りまとめた回答結果では、賃上げ率は平均で 5.1%という

ことで、30年ぶりの高い数字になったということが、すでに発表されているところでございます。

また、経団連の発表では賃上げ率の最終集計、大企業平均ですが5.58%と、こちらも30年ぶりの高水準だったということで、発表されております。またその中で十倉経団連会長は、持続的な賃上げ来年は定着させる年としたいという趣旨の発言をしているということでございます。

政府によれば、骨太の方針、いわゆる骨太の方針で、閣議決定をしたところでは来年以降も、物価上昇を上回る賃上げを定着させるんだということで、そういった取り組みをしていくという方針を示しています。ということで、賃上げ支援や最低賃金の引き上げにも言及しているということでございます。そして、現在は石破首相となっておりますが、こちらの10月1日の就任記者会見の中でも、この物価高騰対策として、2020年代に最低賃金を全国平均1,500円に引き上げていくことを目指すという考えを表明しており、この取組については継続していくんだということが確認されているのかなというふうに考えております。

北陸、石川県内のことということでは、先ほど既に事務局の方からお話がありましたので、細かいところは割愛させていただきますけれども、おおむね全体で持ち直しつつあるという判断、そして百貨店においては、高額品等でプラスに転じているというようなことになっているということで、持ち直しているという判断になっているところでございます。最近の雇用失業情勢ということでは、石川労働局8月に出している調査によりますと、基調判断として、県内の雇用情勢は全体として求人が求職を上回って推移しているものの、令和6年の能登半島地震の影響により、一部地域に弱さが見られるということで、地震の影響について少し触れられているところでございます。私どものUAゼンセンですが、こちらは6割も短時間組合員、いわゆるパートの組合員がおります。こちらのUAゼンセンの、短時間組合の賃上げを見ますと、7月時点で加重平均5.71%62円という結果が出ております。これは、正社員組合の、賃上げ率4.9%上回る状況であり、こちら正社員と、短時

間組合を考えたところ、まあ格差是正が進んでいるということが言えるということでございます。こちらの総合スーパーの現場においては、やはりこの短時間組合員が食品製造販売品出し等々ですね、かなり基幹的な業務を担っているということで、正社員と同等の業務も多いため、同一労働同一賃金の観点からも時給で生活を支えている短時間勤務の処遇を改善するという必要があると考えております。そして、人材確保、これはどこの産業でも今は喫緊の課題というところではございますが、こちらについても重要な問題であるということで、時給アップというのは、その解決のために大きな手段であるということが言えると思います。もちろんそれは自身の企業ということで皆さんの企業もそうですが業界全体の発展業界の社会的地位向上に繋げていくために業界全体の引き上げをしていこうということでみなさん考えていただければというふうに考えております。流通業にとりまして、従業員は消費者だということでございます。これは従業員の賃金を引き上げるということは、それが消費拡大につながるということにつながるものと思います。

今働いている従業員の離職を防ぎ、消費者としての消費をしていただき、その結果企業の利益が確保される、そのような、好循環をこの業界全体で広げていければというふうに考えております。この人材の問題ですが、この人材流出ということで言うと、近隣他県の流出というのは防がなければならないというふうに考えております。金沢周辺だけに当該の従業員がいるわけでもないということで、やはり、富山県にも、百貨店総合スーパーの特定最賃がありますので、この動向は注視する必要があるということを考えております。

金額の主張ということですが、この特定最低賃金というのは、目的は先ほどから話しているとおり、地域別最低賃金よりもより高いレベルでの公正競争を確保するということになります。UA ゼンセンの方針としましては、地域別最低賃金少なくとも 110%以上の水準は確保するんだという方針がございます。計算しますと、984 円掛ける 110%で、1,082.4 円ということで、1,083 円ということになります。

こちら他産業との賃金格差は依然として存在しておりまして、これは

労使の、業界の発展、業界の地位向上のために力を尽くせていければというふうに考えております。こういった、UA ゼンセンの賃上げ状況なども踏まえ産業間格差を是正して、むしろ他の産業から取り込んで人手不足を解消していく上であるべきであると考えております。こちらの今回金額提示については控えさせていただきたいと思っております。

最後に、改めてこちらでは、公正競争の重要性をしっかりと主張していきたいと考えております。人材確保ということで、しっかりと人材確保することでこの業界がしっかりと発展していくということが重要であると思っておりますので、その辺りについても、これから話し合いの中で、主張していきたいなというふうに考えております。

【木村部会長】

そのほかの労働者側委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、使用者側の方から総括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思っております。

【橋本委員】

今ほど労働局の方から基本的な考え方ということで、特定最賃というのは労使主導型、労使で話し合っただけで決めていくということでございます。ただですね、皆さんももう気づいてはいると思っておりますけど、今の賃上げを5%っていうのをやり出すと、過去のバブル期ご存知ですかね、バブル期2、3年ぐらいは5%超えたんですよ。その結果どうなったか、失われた30年を引き起こしたと。こういう過去の実験した経済もありますので、私どもとしては、継続的な賃上げについては大賛成です。だから継続的に賃上げするために健全な賃上げ金額はいくらか、それをしっかりお互いに考えて、十分協議をした上で金額を決めていければいいかなと思っております。

ちなみに私どもは他の業種もありますので、他の業種も参考にしながらお互いに落ち着くべきところに落ち着かせるように話し合っただけでいいかなと、あくまで先ほど言いました継続した賃上げをできるそういう金額を望んでやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【木村部会長】

そのほかの使用者側委員の方はよろしいですか。

なければここで、部会をいったん休憩し、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は、控室について案内をお願いします。

【事務局】 補佐

労働者側の控室は、同じフロアの第4会議室を、使用者側の控室は、第3会議室をご用意しております。

【木村部会長】

それでは部会を一旦休憩といたしまして、控室へご移動をお願いします。

(公労・公使折衝)

【木村部会長】

それでは部会を再開します。

本日は労使双方から金額についてご意見をお聞きしました。双方の主張内容について確認したいと思います。

まず労側からは、業界として妥当な賃金の金額っていうのを話し合っ
ていきたいです、とか今後の特賃のあり方についても考えていく必要がある
のではないかというお話を伺っております。使側からは、同様とい
えば同様なんですけれど今後、この当部会の継続というものを考えるに
あたって、円満な本部会の全会一致を目指したいというお話を伺って
おります。

ただ労使双方からは本日のところは具体的な数字というところではご提
示いただいておりますが、本日の部会では合意に至らないと判断して
おります。

本日はこれで終了したいと思いますが、先ほど事務局から説明のあり
ました、特定最低賃金の基本的な考え方をご理解いただき、是非とも、
次回の部会で全会一致により結審としたいと思いますので、両者の歩み

寄りをお願いいたします。

その他、何かありますでしょうか。

他にないようでしたら、次回の案内を事務局からお願いいたします。

【事務局】補佐

次回、第2回百貨店部会は10月21日（月）曜日午後3時30分から、金沢駅西合同庁舎6階会議室で開催します。

なお、当日所用により欠席される場合は、事前に事務局あて、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

【木村部会長】

これで、本日の百貨店部会を終わります。